

議案第 47 号

ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例（平成6年条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（4） 8月13日から8月15日までの日

第4条第2項を次のように改める。

2 診療所の診療時間は、次の各号に掲げる診療日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 土曜日（前項第2号から第4号までに掲げる日を除く。） 午後7時から午後10時まで

（2） 前項第4号の診療日（前項第1号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後4時まで

（3） 前2号に掲げる診療日以外の診療日 午前9時から午後4時まで及び午後7時から午後10時まで

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第4条 診療所の診療日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日, 1月3日及び12月31日</p> <p>2 診療所の診療時間は、<u>午前9時から午後4時まで及び午後7時から午後10時まで(以下この項において「夜間診療時間」という。)</u>とする。ただし、<u>土曜日(前項第2号及び第3号に該当しない日に限る。)</u>にあつては、<u>夜間診療時間のみとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第4条 診療所の診療日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日, 1月3日及び12月31日</p> <p><u>(4) 8月13日から8月15日までの日</u></p> <p>2 診療所の診療時間は、<u>次の各号に掲げる診療日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 土曜日(前項第2号から第4号までに掲げる日を除く。)</u> 午後7時から午後10時まで</p> <p><u>(2) 前項第4号の診療日(前項第1号に掲げる日を除く。)</u> 午前9時から午後4時まで</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる診療日以外の診療日</u> 午前9時から午後4時まで及び午後7時から午後10時まで</p> <p>3 略</p>	